

研究会の設立と規約

2014.9.12, 13両日の今井正武先生の第1回講演会の翌日、初代6人の会員の下に北九州小倉・糠床糠炊き研究会が設立され、同時に研究会規約の原案が会長補佐から会長に提示された。長年、花王で研究開発に従事した会長は、糠床と糠炊きを科学的に研究、開発する視点の下、国内研究組織（大学、企業）との交流、学会活動（口頭発表、論文）、および国際交流の観点から加筆し、その後、数年間の複数回の改定を経て現在の規約になった。会長補佐の生い立ち： 学生時代は学級委員、体操部キャプテン、看護師時代は労働組合の婦人部長を経験し、若干22歳の時、持ち前の力を評価され看護師の労働条件改善（28運動）を訴える陳情団に選出され衆参両議院会館にて議員の部屋を回って訴えた。その後、病院管理者、町内会長4期を務めジェネラリストとしての経験と才覚と組織力が先を見通した研究会の組織作りに大きく活かされた。

会長の生い立ち：寝食忘れた研究への没頭と集中力、新規発想の積極的取り組みと外部団体への直接交渉による研究領域と規模の拡大、使命感と執念で目標を貫徹する強靱な精神と実践行動力、そして旺盛なサービス精神から成るスペシャリスト。両人の利点が融合し、車の両輪となって常に研究会を強力に牽引し続けた。特別顧問としての今井正武先生（農学博士）、研究開発型チャレンジャーである波多野淳子顧問、矢野寿美子顧問の就任により、研究会は盤石な体制の下、会員の暖かい支援に支えられ、現在も前進を続けている。

北九州小倉・糠床糠炊き研究会



研究会発案時入会の皆様（木村宅会長撮影）

2014.9.14

北九州小倉・糠床糠炊き研究会の規約

最終改訂版（令和2年4月）

第1条 名称

本研究会は、北九州小倉・糠床糠炊き研究会と称する。

第2条 目的

本研究会は、北九州市小倉を中心とする旧豊前国の伝統郷土料理である青魚の「糠炊き」、およびその基礎である「糠床」の食文化の更なる成長と発展を目指し、これを後世に正しく伝承することを目的とする。

第3条 組織

「旧糠友の会」と「糠研究会」を統合して「研究会」の名称に改正されました（平成31年総会にて）。北九州小倉の400年の歴史を誇る伝統食文化の伝承・啓蒙活動を第1の目的とし、糠床作り指導要員の育成を第2の目的として糠床講習会を継続する。

第4条 活動

第2条の目的達成のため、偶数月に各年度六回の定例会を開催し以下の活動を行う。

- (1) 糠床、糠漬け、糠炊き、アレンジレシピに関する勉強会、試食会、糠床の試作（今井式速醸床）、持参糠床の健康診断（pH、塩分濃度測定、糠床専門店代表による香味評価、外観観察）を行い、糠床管理上の基本知識の向上を目指す。
- (2) 糠床、ぬか漬け、糠炊き、及び関連部門の専門家（業者、長期熟練者、研究者）を講師とする講演会を年一度、北九州市立大学で開催する。
- (3) 今井式速醸法適用の“マイ糠床作り”の講習会の開催。
- (4) 糠床文化伝承の一貫として小学生を対象に速醸法を紹介し、2週間の糠床発酵過程の観察体験を提供する。
- (5) 他の関連研究団体との積極的交流を通し北九州の糠床食文化の更なる発展と全国への展開を図る。

第5条 研究開発

糠床、糠炊きの科学的、調理科学的理解の深化、及び新規で高品質の糠炊きの実現を目指し、これを基に北九州小倉の伝統郷土料理としての糠炊きを全国にアピールし得るレベルに進化させる。研究成果を学会発表、国内外の学術論文に投稿して郷土料理の普及を図り、海外の魚消費国（韓国、台湾、中国、イタリア、スペイン、北米）に健康な和食文化として情報発信する。

第6条 役員

本会は以下の役員で構成する。

- | | |
|---------|----|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 会長補佐 | 1名 |
| 3) 広報 | 1名 |

(令和2年 役員会 決定事項)

第7条 役員を選出と任期

役員は会員の内から選出し、その任期は1年間とし再選を妨げない。

第8条 役員の職務

- 1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2) 会長補佐は、会長に事故のある時は会長職務を代行する。
- 3) イベントの企画やマスコミ等の連携業務は広報が担当する。

第9条 会議

定例会を偶数月にリモートで開催し、第4条の活動の進捗を報告する。全関係者で情報の共有をすべくリモート会議に参加出来ない方には書面にて報告する。年度初めに総会を開き、会長は新年度の活動案を関係者に伝え、内容を検討、協議して決定する。必要に応じて会長は臨時会議を招集し必要事項を協議、決定する。

第10条 会費

本研究会の運営のための会費は徴収しない。

第11条 その他

本研究会はNPO団体であり、特定の宗教団体、政治団体に属するものではなく、広く一般社会からの有志によって構成され、更に、暴力団体との関わりもない団体である。

付則 平成26年10月1日制定 即日実施

平成27年1月19日改定 即日実施

平成27年9月2日第10条改定 即日実施

平成28年4月17日追加 即日実施

第13条を追加

平成28年9月22日 本研究会の活動および研究課題の拡大により規約を大幅改定すべく検討した。

平成31年総会での改定事項

本規約の第3条

令和元年総会での改定事項

本規約第10条 本研究会のための会費は徴収しない

令和2年

- ・本規約第9条に基づき、役員の構成を変更し、副会長をなくした。
- ・定例会の開催も密により困難な状況故、岩永さんの指導によるリモート会議に変更する。役員会で岩永さんを広報担当に任命された。
- ・規約第4条に基づき、共同研究者との月1回の糠炊き会議（於榎乃家）をリモート会議（糠炊きオンライン会議）に変更した。
- ・規約4条に基づき、アレンジメニューの講習を市民センターの「クラブ糠喜び」のリモート講習に変更した。